

宮城県登米市

令和6年度

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

〒987-0511

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
登米市役所 総務部税務課市民税係

TEL : 0220-22-2163

FAX : 0220-22-0239

令和6年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務については、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに登米市税条例第45条の規定によって、あなたを令和6年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定します。つきましては、特別徴収税額の通知書を別紙のとおり送付しますので、特別徴収での納入をお願いいたします。

なお、取り扱いにつきましては、本しおりを参照の上、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

- I 特別徴収について
- II 退職等に係る異動の届出
就職等に伴う特別徴収への切替届等
- III 退職所得に係る特別徴収
- IV マイナンバー(社会保障・税番号)制度について
- V 令和6年度税制改正における個人住民税の定額減税
- VI 市民税・県民税額・森林環境税の計算方法

■様式集

- ゆうちょ銀行・郵便局 指定通知書
- 給与所得者異動届出書 (1名用・複数用)
- 特別徴収切替届出書 (1名用・複数用)
- 給与支払者の所在地・名称等変更届出書

●特別徴収税額の納入場所(取り扱い金融機関)

- | | |
|--------------|-------------------------------------------------|
| ①みやぎ登米農業協同組合 | ⑦新みやぎ農業協同組合 |
| ②七十七銀行 | ⑧東北労働金庫 |
| ③仙台銀行 | ⑨石巻信用金庫 |
| ④仙北信用組合 | ⑩ゆうちょ銀行及び郵便局 |
| ⑤一関信用金庫 | ※⑩を初めて利用する場合は本しおりにある指定通知書(7ページ)を納入書と一緒に持参してください |
| ⑥石巻商工信用組合 | |

●私製の納入書及び銀行の納入代行事務を新たに利用される場合、次の事項を必ず記入してください。

市町村コード	042129
口座番号	02270-4-960405
加入者名	登米市会計管理者

I 特別徴収について

(1) 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、給与の支払者(特別徴収義務者)が給与所得者(納税義務者)の市民税・県民税・森林環境税を毎月の給与から徴収し、その翌月の10日までに市町村に納入する制度をいいます。

令和6年度の特別徴収は、令和6年7月分から令和7年5月分までとなります。

(2) 特別徴収を受ける方(納税義務者)

令和5年中に給与所得があり、令和6年4月1日現在で給与の支払いを受けている方については、市民税・県民税を特別徴収の方法によって徴収することが法律により義務付けられています【地方税法第321条の4】 よって、パート・アルバイトや本人希望といった理由で普通徴収にすることはできません。

(3) 納税義務者への税額通知書の交付

年度当初に送付する「令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」は当該年度の5月31日までに必ず納税義務者(従業員)へ交付してください。その際、既に退職・休職・転勤等により特別徴収できない場合は、速やかに「異動届出書」を作成し、交付できない税額通知書を同封して提出してください。

(4) 給与以外の所得があるとき

給与所得以外の所得があるときは、これらに係る所得割の税額は、原則として給与所得と合算して特別徴収することとなっています。ただし、納税者から普通徴収(納税義務者が直接納付)の申出がある場合は、給与所得とそれ以外の所得を分離して普通徴収の方法により納めることができます。

また、令和6年4月1日現在で65歳未満の給与所得者で公的年金に係る市民税・県民税・森林環境税がある方については、原則として公的年金に係る税額も給与から特別徴収することになっています。これについても、本人の希望により普通徴収にすることもできます。

なお、令和6年4月1日現在で65歳以上の方は、公的年金に係る税額は給与から特別徴収することができませんので、ご注意ください。

(5) 納税義務者(従業員)からの徴収方法

「令和6年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に個人ごとの月割額を算出してありますので、6月以降に支払う給与から、毎月該当する月割額を差引き徴収し、納期限までに納入してください。

(6) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後、退職や転勤等により異動が生じた場合は、特別徴収義務者(事業所)からの届出に基づき、本市から「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、その通知書に基づいて変更後の月割額を徴収し、納入してください。

※翌年1月分までの異動に伴う変更までは、変更通知と併せて変更となった納付書も送付しますが、以降は新しい納付書は送付しませんので、既に届いている納付書の金額を訂正し、納入してください。

(7) 納入場所及び納期限

納税義務者(従業員)から徴収した月割額は、同封した「納付書」によって、県内各金融機関で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。(7月分は8月13日まで、以降は順次翌月10日まで)

※利用可能金融機関は、本しおりの1ページに記載しております。

(8) 納入が遅れた場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じて延滞金が徴収されます。

また、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることとなりますので、特に注意してください。

(9) ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に初めてゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は本しおりの7ページにある「指定通知書」を最初に納入する納入通知書(納入書)と一緒に提出してください。(指定通知書を持参するのは、1回目の納入時のみ)

なお、前年度に引き続きゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合には、「指定通知書」の提出は必要ありません。

(10) 納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を市長に提出し、その承認を受けた時は、次のとおり2回に分けて特別徴収税額を納入することができます。

①6月分から11月分までは12月11日まで ②12月分から5月分までは6月10日まで
申請書が必要な場合は、登米市ホームページからダウンロードするか、もしくは税務課市民税係(0220-22-21 63)までご連絡ください。

(11) 特別徴収税額通知の受取方法について

令和6年度から eL TAX(エルタックス)を経由して給与支払報告書を提出した場合、提出時に選択した特別徴収税額通知の受取方法に従い、電子データまたは書面にて特別徴収税額通知を送付します。

なお、受取方法は特別徴収義務者用と納税義務者用のそれぞれで設定する必要があります。

受取方法を変更されたい場合は、登米市ホームページより「特別徴収税額通知受取方法変更申請書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえご提出ください。

II 退職等に係る異動の届出・就職等に伴う特別徴収への切替届等

(1) 転勤・退職等は届出を

特別徴収の方法によって納税している方に転勤・退職等の異動があった場合は、その事実の発生した月の翌月の10日までに必ず異動届出書を提出してください。(給与支払報告書提出後、4月1日までに異動があった方については、4月15日まで提出)

異動届出書の提出が遅れますと、退職した従業員の分まで特別徴収義務者の滞納となります。また、納税義務者への納税通知書(普通徴収への切替分)の交付が遅れ、納税義務者の1回あたりの納入金額が大きくなり、負担も大きくなることから、早めに異動届の提出をお願いいたします。

また、転勤に係る異動については、お手数ですが、新事業所へ月割額を前もってご連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 1月以降の退職は一括徴収を

特別徴収の方法によって納税している方が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合で、下記の①又は②に該当するときは、特別徴収義務者は、給与又は退職手当などの支払をする際に必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。ただし、死亡退職の場合は、普通徴収になりますので注意してください。

①退職の日が令和6年6月1日から12月31日までのとき

退職した給与所得者から一括徴収の申し出があり、かつ残税額を超える給与または退職手当などが支払われる場合

②退職の日が令和7年1月1日から4月30日までのとき

令和7年5月31日までに残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合

(3) 4月2日以降の就職者の特別徴収

4月2日以降の就職者から特別徴収の申し出があった場合は綴込みの「特別徴収切替届出書」に納税義務者の住所・氏名等を記入の上、税務課へ提出してください。

(4) 特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合

綴込みの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」に変更事項を記入の上、税務課へ提出してください。

III 退職所得に係る特別徴収

(1) 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職金等に対する個人の市民税・県民税については、所得税の場合と同様に、退職金等の支払者が税額を計算し、退職金額等から差し引き徴収して、納入してください。

(2) 退職所得に係る特別徴収義務者・納税義務者

退職所得については、退職金等の支払をする者が特別徴収義務者です。特別徴収義務者は退職金等の支払をする際は、その退職金などについて退職所得に係る個人の市民税・県民税を徴収し、納入しなければなりません。

また、退職所得に対する個人の市民税・県民税の納税義務者は、退職金の支払を受ける方です。

(3) 納入すべき市町村

退職金等にかかる市民税・県民税の課税は、退職金等の支払を受ける方(退職者)の令和6年1月1日現在の住所所在地市町村です。したがって、退職金等から徴収した個人の市民税・県民税は、退職者の1月1日現在の住所が所在する市町村に納入していただくこととなります。

ただし、令和7年1月1日以降に退職する場合は、令和7年1月1日現在の住所所在地の市町村に納入してください。この場合、通常の市民税・県民税と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合がありますので、注意してください。

(4) 退職金等の支払を受けるべき日は

退職金等について、支払を受けるべき日、すなわち、退職所得についての収入金額の権利の確定する時期は、原則として、退職した日になります。ただし、会社の役員等の退職金で、会社の定款、その他の定めにより、株式総会等の決議を要するものについては、その決議があった時によります。

勤続年数	退職所得控除額
20年まで	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)
21年以上	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。

(例)22年3ヶ月 → 23年

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、上記の方法により計算した額に100万円を加えた金額となります。

(5) 税額の算出

(例)勤続年数23年で退職し、退職金14,233,632円を受けた場合

①退職所得控除額:800万円+70万円×(23年-20年)=10,100,000円

②退職所得の額:(14,233,632円-10,100,000円)×1/2=2,061,816円
=2,061,000円(千円未満切捨て)

③市民税所得割額:2,061,000円×6%=123,660円=123,600円(百円未満切捨)

④県民税所得割額:2,061,000円×4%=82,440円=82,400円(百円未満切捨)

※③と④を合わせた額206,000円が退職所得に対する市民税・県民税になります。

※勤続年数が5年以内の法人役員等は、「②退職所得額」の算出の際に、2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算してください。

※法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員、地方議会議員です。

※勤続年数が5年以内の法人役員等以外の方の令和6年1月1日以降に支払う退職金等において、退職所得の額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1を乗じる計算は適用しません。

(6) 納入書と納入申告書

①納入書には給与に係る「給与分」と「退職所得分」があります。退職所得分は必ず退職所得分の納入金額欄に記入してください。

②納入申告書は納入済通知書の裏面にありますので、忘れずに記入してください。

③退職手当等支払対象者の内訳書を記入し、提出してください。

Ⅳ マイナンバー(社会保障・税番号)について

(1) 制度の概要

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」が成立し、平成28年1月1日からマイナンバー制度が導入されました。マイナンバー制度は、より公平な社会保障制度や、税制の基盤であるとともに、国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものです。マイナンバー(個人番号)については、まずは社会保障、税、災害対策分野に利用範囲を限定して導入されています。

(2) 市民税・県民税・森林環境税に係るマイナンバーの記載について

平成29年度以降の給与支払報告書の提出にあたっては、マイナンバーを記載していただく必要があります。記載が必要な主な書類は以下のとおりです。

- ①給与支払報告書
- ②市民税・県民税・森林環境税給与と所得者に係る異動届出書
- ③特別徴収切替届出書
- ④特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(3) マイナンバーに関するFAQ

※国税庁HP 源泉所得税に関するFAQより抜粋
※個人情報保護委員会HP Q&Aより抜粋

Q1:従業員からマイナンバーの提供を拒否された場合は、どのように対応したらいいか。

A1:マイナンバーの記載は、法令で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録・保存するなどして、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。経過等がなければ、提供を受けていないのか、提供を受けたのに紛失したのかが判別できませんので、経過等の記録をお願いします。

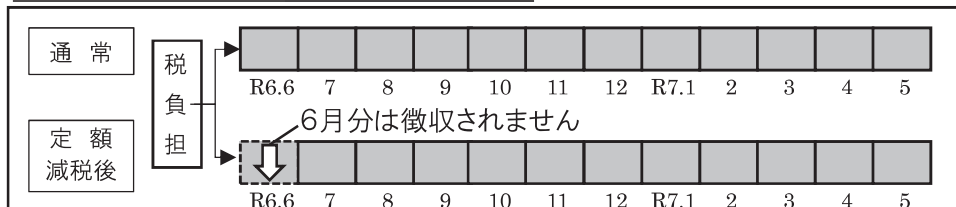
Ⅴ 令和6年度税制改正における個人住民税の定額減税

(1) 制度の概要

対象:前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

個人住民税の減税額:本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

また、給与所得に係る特別徴収につきましては、**定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。**(令和6年6月分は徴収されません。)



VI 市民税・県民税額・森林環境税の計算方法

(1) 納税義務者

前年に所得がある方で、賦課期日(令和6年度については、令和6年1月1日)に住居登録されている市区町村で課税されます。ただし、生活の本拠が住居登録されている市区町村とは異なる方については、生活の本拠がある市区町村から課税されます。なお、令和6年1月2日以降に転出や死亡による異動があった場合についても、賦課期日の状況により課税されます。

次の人には、市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

《均等割も所得割も課税されない人》

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、寡婦、ひとり親、未成年者で前年の合計所得金額(※1)135万円以下の人

《均等割が課税されない人》

- ・前年の合計所得金額(※1)が次の算式で求めた額以下の人
 $28 \text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10 \text{万円} + 16.8 \text{万円}(\text{※2})$

《所得割が課税されない人》

- ・前年の総所得金額等(※3)の合計額が次の算式で求めた額以下の人
 $35 \text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10 \text{万円} + 32 \text{万円}(\text{※2})$

(※1) 損失の繰越控除の控除前の総所得金額等の合計額
 (※2) 同一生計配偶者や扶養親族のない人には、16.8万円及び32万円の加算はありません。
 (※3) 総所得金額、土地・建物等の分離譲渡所得金額、山林所得の金額などの合計から、雑損失等の繰越控除を適用して計算した金額

(2) 税率

■均等割

市民税	県民税	森林環境税	合計
3,000円	2,200円	1,000円	6,200円

■所得割

課税所得の段階	税率
一律	10% (市民税6%、県民税4%)

(3) 税額の計算方法

- ① 【ア】総所得金額 - 【イ】所得控除計 = 【ウ】課税標準額(百円以下切捨)
- ② 【ウ】課税標準額 × 税率 = 【エ】税額(税額控除前所得割額)
- ③ 【エ】税額(税額控除前所得割額) - 【オ】税額控除額 = 【カ】所得割額(十円以下切捨)
- ④ 【カ】所得割額 + 【キ】均等割額 = 【ク】年税額

－ 税額計算に係る注意事項 －

- ◎分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。
- ◎【オ】は、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金等税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額の合算額となります。

(4) 所得控除の内容

雑損控除	(実質損失額 - 総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額 - 5万円)のうちいずれか高い方の金額				
医療費控除	医療費の実質負担額 - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) ※限度額 200万円 特定一般用医薬品等購入額 - 12,000円 ※限度額 88,000円				
社会保険料控除等	支払金額				
生命保険料控除	支払金額		控除額		
	新契約	12,000円以下のとき	支払金額全額		
		12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円		
		32,000円超 56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円		
		56,000円超のとき	28,000円		
	旧契約	15,000円以下のとき	支払金額全額		
		15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円		
40,000円超 70,000円以下のとき		支払金額の1/4 + 17,500円			
	70,000円超のとき	35,000円			
備考 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料については、左により算出した控除額の合計額(限度額70,000円)。一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ左記により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)。					
地震保険料控除	支払金額		控除額		
	地震	50,000円以下のとき	支払金額の1/2		
		50,000円超のとき	25,000円		
	旧長期	5,000円以下のとき	支払金額全額		
		5,000円超 15,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 2,500円		
15,000円超のとき		10,000円			
備考 地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円。					
納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	一般	330,000円	220,000円	110,000円	
	老人	380,000円	260,000円	130,000円	
配偶者特別控除	配偶者の所得金額		控除額		
	480,001円～950,000円		330,000円	220,000円	110,000円
	950,001円～1,000,000円		330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001円～1,050,000円		310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,001円～1,100,000円		260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001円～1,150,000円		210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001円～1,200,000円		160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001円～1,215,000円		110,000円	80,000円	40,000円
1,215,001円～1,300,000円		60,000円	40,000円	20,000円	
1,300,001円～1,330,000円		30,000円	20,000円	10,000円	
障害者控除	普通障害者	260,000円	扶養控除	一般	330,000円
	特別障害者	300,000円		老人	380,000円
	同居特別障害者	530,000円		特定	450,000円
寡婦控除	260,000円		同居老親等	450,000円	
ひとり親控除	300,000円		勤労学生控除	260,000円	
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	430,000円		
		2,400万円超 2,450万円以下	290,000円		
		2,450万円超	150,000円		

(5) 税額控除の内容

◎調整控除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

- 課税標準額の合計が200万円以下の場合
次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除のうち、適用がある控除の金額を合算した金額 ②合計課税標準額
- 課税標準額の合計が200万円超の場合
次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除のうち、適用がある控除の金額を合算した金額②合計課税標準額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額		控除の種類	金額			
	基礎控除	50,000円		納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	10,000円	配偶者控除	一般	50,000円	40,000円	20,000円
	特別	100,000円		老人	100,000円	60,000円	30,000円
	同居特別	220,000円		配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	50,000円	40,000円
寡婦控除	10,000円		50万円超 55万円未満		30,000円	20,000円	10,000円
	ひとり親控除	父	10,000円	扶養控除	一般	50,000円	老人
母		50,000円	特定		180,000円	同居老親等	130,000円
勤労学生控除	10,000円						

◎配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

種類	課税所得金額		1千万円以下の部分		1千万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.60%	1.20%	0.80%	0.60%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.80%	0.60%	0.40%	0.30%		
外貨建等証券投資信託	0.40%	0.30%	0.20%	0.15%		

◎配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(総所得金額等の合計額の30%を上限)が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額

- ①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
 - ②住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
 - ③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
 - ④特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の市町村又は道府県の条例で定めるもの
- ただし、①の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に下表の左欄の区分に応じて、右欄の割合を乗じて得た額の市民税は3/5、県民税は2/5に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額からの控除差調整額を控除した金額	割合	課税総所得金額からの控除差調整額を控除した金額	割合	課税総所得金額からの控除差調整額を控除した金額	
				割合	割合
0円以上 195万円以下	84.895%	695万円超 900万円以下	66.517%	4,000万円超	44.055%
195万円超 330万円以下	79.790%	900万円超 1,800万円以下	56.307%	0円未満(山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90.000%
330万円超 695万円以下	69.580%	1,800万円超 4,000万円以下	49.160%	0円未満(山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

◎住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①と②のいずれか小さい額を控除した金額

- ①所得税に係る住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ②前年の所得税の課税総所得金額等の額に、5%を乗じた金額(97,500円を限度)(ただし、入居年月日が平成26年4月以降であり、特定取得又は特別特定取得(特別取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には7%を乗じた金額(136,500円を限度))

市民税	県民税
3/5	2/5

ゆうちょ銀行・郵便局
の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」を利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記載のうえ、当初納入される際、その郵便局に提出してください。

前年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますので、提出の必要はありません。

キ
リ
ト
リ

キ
リ
ト
リ

年 月 日

ゆうちょ銀行（ ）支店長
（ ）郵便局長 様

登 米 市 長



指 定 通 知 書

貴店（局）を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定に基づき、当市の市民税及び県民税（特別徴収税額）取扱店（局）に指定しましたので通知します。

- | | | |
|---|--------|------------------------------------|
| 1 | 口座番号 | 0 2 2 7 0 - 4 - 9 6 0 4 0 5 |
| 2 | 加入者の名称 | 登米市会計管理者 |
| 3 | 取りまとめ局 | 仙台貯金事務センター
郵便番号 9 8 0 - 8 7 9 4 |

■ 異動届出書の記載方法

提出年月日を記載

既に徴収・納入が済んでいる月割税額を記載してください。

給与支払報告書の提出後に異動があり、新年度分を切替えた場合は、「2. 新年度」に○をしてください。

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

登米市長殿		所在地		年度	
令和 年 月 日提出		フリガナ		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
特別徴収義務者 給与支払者		氏名又は名称		特別徴収義務者 指定番号	
個人番号 又は法人番号		個人番号 又は法人番号		宛番号	
フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		担当 氏名	
氏名		(イ) 徴収済額		所属 氏名	
生年月日		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		電話	
個人番号		異動 年月日		内線 ()	
受給者番号		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
1月1日 現在の住所		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 合併 7. その他		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の 住所		円		円	

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

税額通知書に記載してある指定番号を記載してください。

1. 特別徴収継続
転勤や再就職等によって、新しい勤務先で特別徴収を継続する場合 (①欄を記入)
2. 一括徴収
未徴収税額を退職後に支払われる給与等から差し引いて納入する場合 (②欄を記入)
3. 普通徴収
退職後、本人が納付書で納付する場合 (③欄を記入)

※3.とする場合は、本届出があった翌月中旬に本人宛てに通知が届く旨、事業所から説明いただくをお願いします。

産前産後及び育児休業については「3. 休職・長欠」に○をしてください。

一括徴収を選択した場合の徴収予定額 (未徴収税額と一致)、納入予定月を必ず記載してください。

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を	
特別徴収義務者 指定番号	法人番号	_____ 月分 (翌月10日納入期限分) から	
所在地	担当者 氏名	徴収し、納入するよう連絡済みです。	
フリガナ	電話	受給者番号	
氏名又は名称	内線 ()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
		1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
理由		月 日		円	
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため				左記の一括徴収した税額は、	
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				_____ 月分 (翌月10日納入期限分) で	
				納入します。	

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
理由			
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため			
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため			
3. 死亡による退職であるため			

法人番号又は個人番号 (マイナンバー) を記載してください。

特別徴収継続を選択した場合の月割額、徴収開始月を必ず記載してください。

■ 特別徴収切替届の記載方法

特別徴収への切替届出書

・税額通知書に記載してある指定番号を記載してください。

替

宮城県内全市町村共通様式

・提出年月日を記載

(宛先) 登米市長	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	フリガナ											特別徴収義務者 指 定 番 号	新規			
		名 称 (氏名)											納入書の要否 ※新規事業所のみ	要 ・ 不 要			
		所在地 (住所)											担 係				
		法人番号														当 氏名	
令和 年 月 日提出																者 電 話	

・個人へ通知している「税額決定(納税)通知書」をご確認のうえ、記載願います。

給 与 所 得 者	フリガナ											年 税 額 (普通徴収税額)	納 付 済 額 (納期限到来分)	特別徴収への切替額
	氏 名											①	②	③(①-②)
	住 所												期から 期まで	
	通知書番号													
	生年月日													
	徴収開始年月													
	就職年月日													
	受給者番号													

①年税額
個人へ通知している「税額決定(納税)通知書」をご確認のうえ、記載願います。

②納入済額
普通徴収で既に納付した額を対象者へ確認していただき、記載してください。
なお、納期が過ぎている分については特別徴収にできませんので、ご注意願います。

- 注意
- 1 希望がある場合は、給与所得者(以下、本人という)の課税されている市町村へ提出してください。(現住所とは異なる場合があるためご注意ください。なお、課税されている市町村については、本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。)
 - 2 普通徴収の納期限が過ぎた税額および既に納付の済んでいる「納付済額」については、特別徴収にできません。なお、税額等については本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。
 - 3 二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。
 - 4 「徴収開始年月」は、この届出書が提出された日と各市町村の処理日・通知日との関係により変更される場合があります。

・徴収開始年月は注意事項のとおり、原則、翌月又は翌々月となります。なお、当欄が空欄の場合は、翌々月からの開始となりますので、ご注意願います。

市町村記入欄	
--------	--

■ 納入書の記入(訂正)方法 ※訂正等の記入は黒のボールペンを使用してください。

◎正しい金額を給与分と合計欄に記載してください。

記入例1 特別徴収税額の納入金額に変更があった場合

宮城県登米市 個人市民税 個人県民税 森林環境税			領収証書			宮城県登米市 個人市民税 個人県民税 森林環境税			納入書			宮城県登米市 個人市民税 個人県民税 森林環境税			納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者
令和6年11月分		10001111	令和6年11月分		10001111	令和6年11月分		10001111	令和6年11月分		10001111	令和6年11月分		10001111	令和6年11月分		10001111
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		給与分 (一括徴収 分を含む)	納		給与分 (一括徴収 分を含む)	納		給与分 (一括徴収 分を含む)	納		給与分 (一括徴収 分を含む)	納		給与分 (一括徴収 分を含む)	納		給与分 (一括徴収 分を含む)
		0000102000			0000102000			0000102000			0000102000			0000102000			0000102000
退職所得分			退職所得分			退職所得分			退職所得分			退職所得分			退職所得分		
金延滞金			金延滞金			金延滞金			金延滞金			金延滞金			金延滞金		
督促手数料			督促手数料			督促手数料			督促手数料			督促手数料			督促手数料		
合計額		0000102000	合計額		0000102000	合計額		0000102000	合計額		0000102000	合計額		0000102000	合計額		0000102000
(特別徴収義務者)〒987-0511 住所 又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 〇丁目〇番地 氏名 又は名称 株式会社 登米商事 様 宮城県登米市			(特別徴収義務者)〒987-0511 住所 又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 〇丁目〇番地 氏名 又は名称 株式会社 登米商事 様 宮城県登米市			(特別徴収義務者)〒987-0511 住所 又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 〇丁目〇番地 氏名 又は名称 株式会社 登米商事 様 宮城県登米市			(特別徴収義務者)〒987-0511 住所 又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 〇丁目〇番地 氏名 又は名称 株式会社 登米商事 様 宮城県登米市			(特別徴収義務者)〒987-0511 住所 又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 〇丁目〇番地 氏名 又は名称 株式会社 登米商事 様 宮城県登米市			(特別徴収義務者)〒987-0511 住所 又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 〇丁目〇番地 氏名 又は名称 株式会社 登米商事 様 宮城県登米市		

記入例2 予備の用紙で納入する場合

宮城県登米市 個人市民税 個人県民税 森林環境税			領収証書			宮城県登米市 個人市民税 個人県民税 森林環境税			納入書			宮城県登米市 個人市民税 個人県民税 森林環境税			納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者
令和6年12月分		10001111	令和6年12月分		10001111	令和6年12月分		10001111	令和6年12月分		10001111	令和6年12月分		10001111	令和6年12月分		10001111
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		給与分 (一括徴収 分を含む)	納		給与分 (一括徴収 分を含む)	納		給与分 (一括徴収 分を含む)	納		給与分 (一括徴収 分を含む)	納		給与分 (一括徴収 分を含む)	納		給与分 (一括徴収 分を含む)
		0000088000			0000088000			0000088000			0000088000			0000088000			0000088000
退職所得分			退職所得分			退職所得分			退職所得分			退職所得分			退職所得分		
金延滞金			金延滞金			金延滞金			金延滞金			金延滞金			金延滞金		
督促手数料			督促手数料			督促手数料			督促手数料			督促手数料			督促手数料		
合計額		0000088000	合計額		0000088000	合計額		0000088000	合計額		0000088000	合計額		0000088000	合計額		0000088000
(特別徴収義務者)〒987-0511 住所 又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 〇丁目〇番地 氏名 又は名称 株式会社 登米商事 様 宮城県登米市			(特別徴収義務者)〒987-0511 住所 又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 〇丁目〇番地 氏名 又は名称 株式会社 登米商事 様 宮城県登米市			(特別徴収義務者)〒987-0511 住所 又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 〇丁目〇番地 氏名 又は名称 株式会社 登米商事 様 宮城県登米市			(特別徴収義務者)〒987-0511 住所 又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 〇丁目〇番地 氏名 又は名称 株式会社 登米商事 様 宮城県登米市			(特別徴収義務者)〒987-0511 住所 又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 〇丁目〇番地 氏名 又は名称 株式会社 登米商事 様 宮城県登米市			(特別徴収義務者)〒987-0511 住所 又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 〇丁目〇番地 氏名 又は名称 株式会社 登米商事 様 宮城県登米市		

記入例3 退職所得分を合算して納入される場合

(表)

<p>宮城県登米市 個人市民税 領収証書 </p> <p>市区町村コード 042129 口 座 番 号 02270-4-960405 加入者名 宮城県登米市会計管理者</p> <p>指 定 番 号 10001111 納 入 金 額 (1) 88,000 円</p> <p>令和 6 年 11 月 分</p> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。</p> <p>給与分(一括徴収分を含む) 88,000 退職所得分 20,600 延滞金 督促手数料</p> <p>納期限 令和 6 年 12 月 10 日</p> <p>(2) 合計額 29,400 円</p> <p>(特別徴収義務者) 〒987-0511 住 所 又は 所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 ○丁目○番地 氏 名 又は 名称 株式会社 登米商事 様</p> <p>領 収 日 付 宮城県登米市</p> <p>上記のとおり領収しました。(納入者保管)</p>	<p>宮城県登米市 個人市民税 納入書 </p> <p>市区町村コード 042129 口 座 番 号 02270-4-960405 加入者名 宮城県登米市会計管理者</p> <p>指 定 番 号 10001111 納 入 金 額 (1) 88,000 円</p> <p>令和 6 年 11 月 分</p> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。</p> <p>給与分(一括徴収分を含む) 88,000 退職所得分 20,600 延滞金 督促手数料</p> <p>納期限 令和 6 年 12 月 10 日</p> <p>(2) 合計額 29,400 円</p> <p>(特別徴収義務者) 〒987-0511 住 所 又は 所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 ○丁目○番地 氏 名 又は 名称 株式会社 登米商事 様</p> <p>領 収 日 付 宮城県登米市</p> <p>上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)</p>	<p>宮城県登米市 個人市民税 納入済通知書 </p> <p>市区町村コード 042129 口 座 番 号 02270-4-960405 加入者名 宮城県登米市会計管理者</p> <p>指 定 番 号 10001111 納 入 金 額 (1) 88,000 円</p> <p>令和 6 年 11 月 分</p> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。</p> <p>給与分(一括徴収分を含む) 88,000 退職所得分 20,600 延滞金 督促手数料</p> <p>納期限 令和 6 年 12 月 10 日</p> <p>(2) 合計額 29,400 円</p> <p>(特別徴収義務者) 〒987-0511 住 所 又は 所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 ○丁目○番地 氏 名 又は 名称 株式会社 登米商事 納</p> <p>領 収 日 付 宮城県登米市</p> <p>上記のとおり通知します。(登米市保管)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

退職所得に係る税額がある場合は裏面も記入してください。

納入通知書の金額欄に¥は記入しないでください。

(裏)

市民税 納入申告書 令和 6 年 11 月 30 日提出 ●

宮城県登米市長 殿

退職手当等支払金額	十	百	千	万	千	百	十	円
	1	4	2	2	3	6	3	2
特別徴取 市民税				1	2	3	6	0
税 額 県民税				8	2	4	0	0

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分権課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者) 〒987-0511
住 所 又は 所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 ○丁目○番地 印
氏 名 又は 名称 株式会社 登米商事

法人番号又は個人番号 1234567898765

※退職所得に係る市民税・県民税の計算方法は4ページをご覧ください。

◎よくある誤り

退職所得分の欄に、退職した際の**通常の市県民税の一括徴収した金額を記載するのは誤りです**ので、退職所得分でない場合は、「給与分」の欄に毎月の支払額に一括徴収した額を足した金額を記入してください。(記入例1のとおり)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

登米市長殿 令和 年 月 日提出	〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
		フリガナ											宛名番号					
		氏名又は名称											担 連 当 絡 者 先	所属				
		個人番号 又は法人番号																氏名
												電話	内線 ()					

給 与 所 得 者	フリガナ											異 動 の 事 由	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法									
	氏名														(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 〔事由・理由〕	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
	生年月日	年	月	日	月		月		年	月	日												
	個人番号														月	月	年	月			日	右から 番号を 記入	右から 番号を 記入
	受給者番号														月	月	年	月			日	右から 番号を 記入	右から 番号を 記入
	1月1日 現在の住所														円	円	円	年			月	日	右から 番号を 記入
異動後の 住所											円	円	円	年	月	日	右から 番号を 記入	右から 番号を 記入					

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	(新規) 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____円を							
	所在地	〒										_____月分(翌月10日納入期限分)から							
	フリガナ											徴収し、納入するよう連絡済みです。							
	氏名又は名称											担当者連絡先	所属	氏名	電話	内線 ()	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため <small>右から 番号を 記入</small>	徴収予定月日	月	日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため <small>右から 番号を 記入</small>	※市町村記入欄

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

令和 年度 市民税 森林環境税 給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書（複数用様式）

処理 事項	1.現年度 2.新年度 3.両年度		
特別徴収義務者 指 定 番 号			
	届出に関する 連 絡 先 (担当者)	所属	課 係
	氏名		
TEL	() —		

(宛先) 登米市長 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	名 称 (氏名)										
		所在地	(〒 —)									
		個人番号又は 法人番号										

宛名 番号	(フリガナ) 給与所得者氏名	個 人 番 号										現 住 所	ア:年税額 イ:徴収済額⇒ ウ:未徴収税額		イ:徴収済月	異動年月日		異 動 後 の 未徴収税額 の徴収方法	一括徴収の場合 のみ記載
		生 年 月 日											異動事由						
													円	円	円	月から	年 月 日	<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()	未徴収税額は 月分で 納入します。 (月 日納期限分)
													円	円	円	月まで			
													円	円	円	月から	年 月 日	<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()	未徴収税額は 月分で 納入します。 (月 日納期限分)
													円	円	円	月まで			
													円	円	円	月から	年 月 日	<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()	未徴収税額は 月分で 納入します。 (月 日納期限分)
													円	円	円	月まで			
													円	円	円	月から	年 月 日	<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()	未徴収税額は 月分で 納入します。 (月 日納期限分)
													円	円	円	月まで			
													円	円	円	月から	年 月 日	<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()	未徴収税額は 月分で 納入します。 (月 日納期限分)
													円	円	円	月まで			
													円	円	円	月から	年 月 日	<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()	未徴収税額は 月分で 納入します。 (月 日納期限分)
													円	円	円	月まで			

1.記載上の注意

- 転勤(特別徴収義務者変更)は本様式は活用できませんので、個別に提出願います。
- 異動後の未徴収税額の徴収方法は【一括徴収又は普通徴収】のいずれかを記載してください。

2.留意事項

- ◎12月31日までの退職者の未徴収税額はなるべく一括徴収の方法で納入いただきますようお願いいたします。
- ◎1月1日から4月30日までの間に退職するものに未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第5項)

備 考 欄	登米市記入欄	TASK	
		通	
		納	
		EX	

特別徴収への切替届出書

替

宮城県内全市町村共通様式

(宛先) 登米市長 令和 年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	フリガナ											特別徴収義務者 指 定 番 号	新規				
		名 称 (氏名)											納入書の要否 ※新規事業所のみ	要 ・ 不 要				
		所在地 (住所)											担 当 者	係				
		法人番号																氏名
																	電話	

給 与 所 得 者	フリガナ											生 年 月 日	年 月 日	年 税 額 (普通徴収税額)	納 付 済 額 (納期限到来分)	特別徴収への切替額
	氏 名													①	②	③(①-②)
	住 所														期から 期まで	
	通知書番号						徴 収 開 始 年 月	(年 月 日納期限分)								
	就職年月日	年 月 日					受 給 者 番 号						円	円	円	

注意

- 希望がある場合は、給与所得者(以下、本人という)の課税されている市町村へ提出してください。
(現住所とは異なる場合があるためご注意ください。なお、課税されている市町村については、本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。)
- 普通徴収の納期限が過ぎた税額および既に納付の済んでいる「納付済額」については、特別徴収にできません。なお、税額等については本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。
- 二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。
- 「徴収開始年月」は、この届出書が提出された日と各市町村の処理日・通知日との関係により変更される場合があります。

市町村記入欄	
--------	--

令和 年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収切替届出書（複数用様式）

替

(宛先) 登米市長 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名)											特別徴収義務者 指定番号		
		所在地	(千 一)										届出に関する 連絡先 (担当者)	所属	課 係
		個人番号又は 法人番号												氏名	()
												TEL	()	-	

No.	(フリガナ)	個人番号		現住所	ア:年税額 イ:納付済額 ⇒ ウ:未納付額	イ:納付済期	異動(採用)年月日		徴収開始年月
	給与所得者氏名	生	年 月 日				異動事由		
1					円	期から	年 月 日	<input type="checkbox"/> 雇用開始 <input type="checkbox"/> 雇用形態変更 <input type="checkbox"/> その他()	令和 年 月から
				円	期まで				
				円					
2					円	期から	年 月 日	<input type="checkbox"/> 雇用開始 <input type="checkbox"/> 雇用形態変更 <input type="checkbox"/> その他()	令和 年 月から
				円	期まで				
				円					
3					円	期から	年 月 日	<input type="checkbox"/> 雇用開始 <input type="checkbox"/> 雇用形態変更 <input type="checkbox"/> その他()	令和 年 月から
				円	期まで				
				円					
4					円	期から	年 月 日	<input type="checkbox"/> 雇用開始 <input type="checkbox"/> 雇用形態変更 <input type="checkbox"/> その他()	令和 年 月から
				円	期まで				
				円					
5					円	期から	年 月 日	<input type="checkbox"/> 雇用開始 <input type="checkbox"/> 雇用形態変更 <input type="checkbox"/> その他()	令和 年 月から
				円	期まで				
				円					

1.記載上の注意

- 「徴収開始年月」は、提出日の翌月又は翌々月からとなります。当欄に記載がない場合は翌々月からとなりますのでご注意ください。
- 既に納付の済んでいる「納付済額」については、特別徴収はできません。なお、納付済額については納税通知書等により確認してください。
- 普通徴収の納期限が経過した税額については特別徴収に切替ができませんので、ご注意ください。
- 二重納付防止のため、ご本人あてに送付された普通徴収分の納税通知書(領収済)の写しを同封してください。

2.留意事項

- 本様式は複数用の様式ですので、対象者が1人の場合は本様式は使用しないでください。

備考欄	登米市記入欄	TASK	
		通	
		納	
		EX	

【 複数用様式 】

給与支払者の所在地・名称等変更届出書

宮城県内全市町村共通様式

(宛先) <h3 style="margin: 0;">登米市長</h3> 令和 年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	フリガナ											特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名 称 (氏 名)											担 当 者	係		
		所 在 地 (住 所)												氏名		
法 人 番 号														電 話		

変 更 理 由	1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 送付先変更 4. 合併 5. その他()	変 更 年 月 日	年 月 日
事 項	変 更 前	変 更 後	
所 在 地 (住 所)	〒		
フリガナ 名 称 (氏 名)			
送 付 先	〒		
電 話			
備 考			

※誤読をさけるため必ずフリガナをつけてください。

※会社合併等に伴い指定番号が変更となる場合は、併せて給与所得者異動届出書も必ず提出してください。

なお、原則として、新設合併の場合は全て、吸収合併の場合は解散法人において給与所得者異動届出書の提出が必要です。詳しくは提出先の市町村にお問い合わせください。

※所在地・名称等の変更後に訂正した納入書はお送りしておりませんので、訂正前のものをそのままお使いください。

市 町 村 処 理 欄	
-------------	--